

最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕事業における働き方改革の取組について
3. 営繕事業における生産性向上技術の活用について
4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
5. 霞が関地区の主な整備状況

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

を受けた取組状況 (R5.8時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。

答申 IV. 当面実施すべき施策	主な取組	継続的な見直し、発注者の理解促進等を図る
(1) 発注者の役割の理解の促進	「公共建築工事の発注者の役割」解説書の作成・公表 (H29.6 第一版、H30.10 第二版、R3.7 第三版)	
(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等	技術基準等の整備・活用の促進 技術基準等の改定 官庁施設の環境保全性基準 (R4.3) 公共建築工事標準書式、公共建築工事共通費積算基準等 (R5.3) 木材計画・設計基準 (R5年度改定予定) 技術基準等に関する概要、官庁営繕のQ&A等の作成 人材育成の促進 公共建築工事に関する研修についての情報提供 発注者の業務内容に関する情報提供 「営繕事業における働き方改革の取組について」の公表	
(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備	公共建築相談窓口における対応 外部機関の活用に関する環境の整備 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」の作成・公表 (R元.6)	
(4) 発注者間の協力や連携の促進等	「全国営繕主管課長会議」等の開催 「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集」の作成・公表 (R2.7 第二版) 「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」の作成・公表 (R2.7) 「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」の作成・公表 (R3.7) 「公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集」の作成・公表 (R4.3)	
上記(1)～(4)共通	ポータルサイトの開設 (H29.4)	

2. 営繕事業における働き方改革の取組について(令和5年度)

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底) ・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定)
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用 ・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極活用(適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定 ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用 ・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正
--------------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用(原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行) ➢ 情報共有システムの活用(機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能) ➢ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用) ➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の黒板情報電子化等 ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化 ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等) ・適切な設計図書への作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等) ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記) ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(土会連合会)やBIMの活用) ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

3. 令和5年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

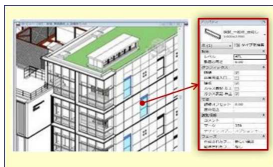
●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

令和5年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2（発注者情報要件）を原則適用。

※2 Employer's Information Requirements

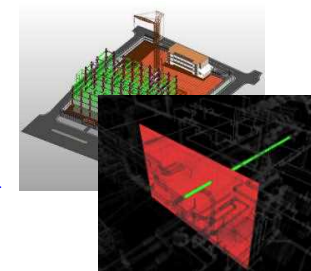
設計段階

- ・新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRにBIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
- ・全ての新営設計業務には、EIRにBIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。



施工段階

- ・新営工事の発注段階にEIRを提示。
- ・EIRには、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。



●BIMデータを活用した積算業務（試行）

- ・令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

デジタル技術を活用した監督・検査の試行

●デジタル配筋検査（試行）



（従来）マーキング、メジャーの設置



対象物を撮影

検査結果
(判定結果 + 計測値)

●デジタル圧接継手外観検査（試行）



（従来）SYゲージによる計測



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果 + 計測値)

令和5年度から、デジタル配筋検査、デジタル圧接継手外観検査の試行を開始。

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

官庁営繕事業においては、脱炭素社会の実現に向け、政府実行計画※1に基づき ZEB の実現を目指すこととし、以下の取組を実施している。

※1 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画 (R3.10閣議決定)
・低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

■ 先行事例

○ 「大手前合同庁舎」において、ZEB Oriented を実現。

【概要】建設場所：大阪市中央区大手前三丁目1番41号
延べ面積：約48,900㎡
構造規模：RC造（一部S造）地上14階 地下1階 塔屋3階
完 成：令和4年9月



【大手前合同庁舎】



【公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集(R4.3)】

■ 主な取組

- 新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上として整備。
- 各府省庁及び地方公共団体等における ZEB 実現に向けた取組の参考となるよう、先進事例のノウハウをまとめた「公共建築物(庁舎)における ZEB 事例集」を作成・公表。(R4.3)
今後、地方公共団体と連携し、全国の地方公共団体庁舎等に対象(約100事例)を広げたZEB事例集(拡充版)を作成・公表予定。(R6.5予定)
- 官庁施設整備に適用する基準類を見直し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能を規定する「官庁施設の環境保全性基準」※2を改定。(R4.3)

※2 各府省庁が共通して使用する「統一基準」

4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組（木材利用）

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
【令和5年度改定予定】
- 公共建築木造工事標準仕様書

- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



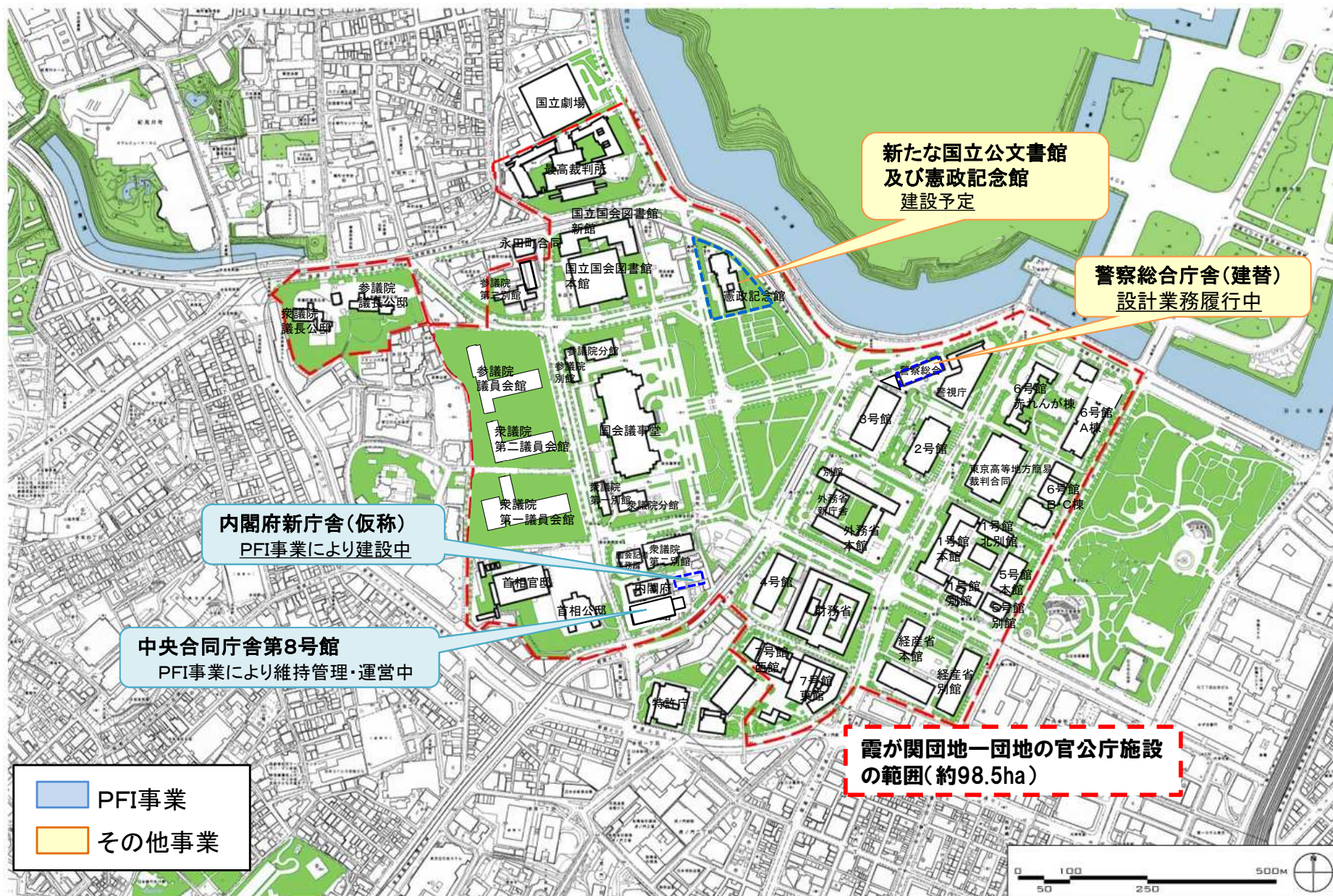
○ 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

5. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。警察総合庁舎は設計業務履行中。内閣府新庁舎(仮称)は建設中。新たな国立公文書館及び憲政記念館は建設予定。



○主要事業の概要

■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

事業概要

場所: 千代田区永田町(国会前庭)

階数: 地上3階地下4階

面積: 約42,300㎡

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

今後の予定:

H30年度～ 設計

R3年度～ 埋蔵文化財調査、
憲政記念館取りこわし、
建設工事

R10年度末 開館

(R3年度 憲政記念館代替施設完成)

設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和
国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承
憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮
皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
- ・緑の連続性への配慮
西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観

○主要事業の概要

■警察総合庁舎

○警察総合庁舎は、所要の耐震性能を有しておらず、また、狭隘であること、経年による老朽化が著しい等の理由から、改築(現地建替)するものである。

事業概要

場所: 千代田区霞が関2-1-1

階数: 地上15階地下3階

面積: 約57,000㎡

スケジュール:

R3年度～ 設計

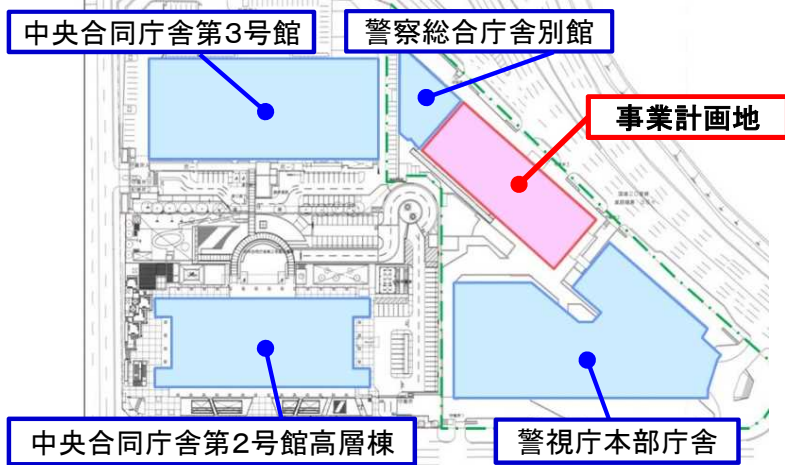
R7年度以降～ 工事着手予定



外観(基本設計段階)



外観(基本設計段階)



新庁舎計画地

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

○主要事業の概要

■内閣府新庁舎(仮称)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定

(※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

事業概要

事業方式: PFI事業(BTO方式)

事業内容: 新庁舎の整備(付属施設を含む)、
内閣府庁舎等の改修等、
新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理 運営

場所 : 東京都千代田区永田町1-6-1他

階数 : 地上12階地下2階 面積: 約23,500㎡

スケジュール: R2年度 PFI事業契約締結

R7年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定

※現在、新庁舎を建設中



新庁舎計画地



外観(実施設計段階)

【参考】ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)について

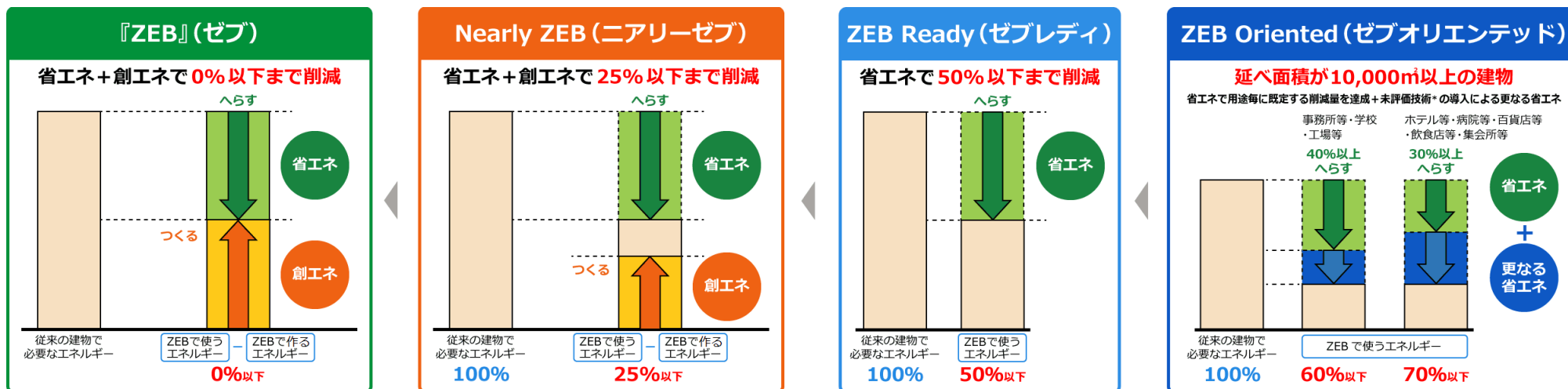
ZEBは、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて

- ① 『ZEB』(100%以上削減)
- ② Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)
- ③ ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義されています。

また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術※を導入している建築物のうち、延床面積1万㎡以上のものを

- ④ ZEB Orientedと定義されています。

(「地球温暖化対策計画」(R3.10.22)を基に作成)



ZEBの定義(環境省HPより)

※未評価技術：エネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)で計算できない技術のうち、(公社)空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ公表された技術。令和4年3月現在、以下の15技術が公表されている。

- ①CO2濃度による外気量制御 ②自然換気システム ③空調ポンプ制御の高度化 ④空調ファン制御の高度化 ⑤冷却塔ファン・インバータ制御
- ⑥照明のゾーン制御 ⑦フリークーリング ⑧デシカント空調システム ⑨クール・ヒートレッチシステム ⑩ハイブリッド給湯システム等 ⑪地中熱利用の高度化
- ⑫コージェネレーション設備の高度化 ⑬自然採光システム ⑭超高効率変圧器 ⑮熱回収ヒートポンプ

(「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(H31.3)、「エネルギー消費計算プログラム(非住宅版)における未評価技術について」(H31.1(公社)空気調和・衛生工学会)等に基づき作成)